

[4] 給水施設

法律 第33条第1項第4号

四 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為以外の開発行為にあっては、水道その他の給水施設が、第2号イからニまでに掲げる事項を勘案して、当該開発区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されるように設計が定められていること。この場合において、当該給水施設に関する都市計画が定められているときは、設計がこれに適合していること。

運用指針

III－5－3 第4号関係（開発許可制度における水道の取扱い）

都道府県知事等は、法第33条第1項第4号の基準については、開発区域の大小を問わず、開発行為を行おうとする者が当該開発区域を給水区域に含む水道事業者から給水を受けるものであるときは、当該開発行為を行おうとする者と当該水道事業者との協議が整うことをもって同号の開発許可基準に適合しているものと取り扱って差し支えない。

また、開発区域の面積が20ha未満の開発行為についても、当該開発区域を給水区域に含む水道事業者との協議を行わせることが望ましい。

(1) 公営水道

開発区域内の給水が水道事業からの給水によって行われるときは、水道事業者との協議が整っていることが必要です。

なお、当該水道事業者が定める基準に適合することをもって本基準に適合するものとします。

(2) 専用水道

開発区域内に新たに専用水道を敷設する場合には、工事の設計が水道法第5条の規程による施設基準に適合することについて、県知事の確認を受けなければなりません。

水道法

(施設基準)

【第5条】 水道は、原水の質及び量、地理的条件、当該水道の形態等に応じ、取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設の全部又は一部を有すべきものとし、その各施設は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。

（以下省略）

(確認)

【第32条】 専用水道の布設工事をしようとする者は、その工事に着手する前に、当該工事の設計が第5条の規定による施設基準に適合することについて、都道府県知事の確認を受けなければならない。

※専用水道：寄宿舎、社宅、療養所等における自家用の水道その他水道事業の用に供する水道以外の水道であって、100人をこえる

者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、他の水道から供給を受ける水のみを水源とし、かつ、その水道施設のうち地中又は地表に施設されている部分の規模が政令で定める基準以下である水道を除く。

(水道法第3条第6項)

(3) その他の給水施設

- ① 給水施設（公営水道、専用水道以外のもの）を設置する場合には、工事の設計が施設基準に適合するものであることについて、県知事の確認を受けなければなりません。（福島県給水施設等条例第3条）
- ② 準簡易専用水道、簡易専用水道を設置する場合には、工事着手前に県知事に届け出なければなりません。（福島県給水施設等条例第14条）

福島県給水施設等条例

（確認）

【第3条】 給水施設の布設工事（規則で定める増設、改造等の工事を含む。以下同じ。）をしようとする者は、この工事に着手する前に、当該工事の設計が次の各号に定める施設基準に適合するものであることについて、知事の確認を受けなければならない。

（布設工事着手前の届出）

【第14条】 準簡易専用水道又は簡易専用水道の布設工事（規則で定める増設、改造等の工事を含む。以下同じ。）をしようとする者は、その工事に着手する前に、規則の定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。